

豊島区内部統制に関する方針

豊島区は、質の高い行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくとともに、区民から信頼される公正・公平な区政運営を推進するため、地方自治法第150条第2項に基づく、内部統制の取組の基本的な方針を定めます。

記

1. 内部統制の目的および取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務手順を常に検証し、見直しをすることで、効率的かつ効果的な業務執行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

契約事務や会計事務などの財務に関する業務において、リスクを正しく把握し、適正なルールの運用を行うことで、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関わる根拠法令その他の規範を理解し、遵守して適正に業務を執行するとともに、組織としてチェック体制をさらに強化します。

(4) 資産の保全

区が保有する財産を適正に管理するために、正当な手続に基づく取得、使用、処分等を行うことで、資産の保全に取り組みます。

2. 内部統制の対象とする事務

(1) 財務に関する事務

地方自治法第150条第2項第1号に規定する事務

(2) 個人情報保護に関する事務

地方自治法第150条第2項第2号の規定により追加する事務

令和7年3月5日 豊島区長 高際みゆき